



議案第六四号

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年八月十日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾参年八月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例の一部を改正する条例

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一〇〇〇円以内」を「一〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。